

協定書

平成23年12月22日

社団法人茨城県歯科医師会（以下「甲」という。）及び茨城海上保安部（含む「鹿島海上保安署」）（以下「乙」という。）は、海上保安官が取り扱う死体の身元確認等の目的で行う歯牙鑑定のための歯科医師の現場への立会い等に関して、下記のとおり合意し、協定を締結する。

記

第1条 定義

この協定書に使用する用語は、平成23年3月23日付けで社団法人日本歯科医師会会長と海上保安庁次長の間で締結された協定書第1条によるものとする。

第2条 連絡体制の構築等

甲、乙双方は、緊密なる連絡体制を構築するとともに、甲は、乙に対し、乙が行う検視又は死体見分の現場に立ち会うことが可能な歯科医師の最新の名簿を毎年度当初提供する。

第3条 委嘱に関すること

乙の長は、甲から提供された名簿に記載された歯科医師のうち、歯牙鑑定を嘱託する歯科医師としての適任者（数名）を第三管区海上保安本部長に推薦する。

甲と乙は、毎年度当初、委嘱の継続の可否について協議し、協議が整った場合は、委嘱を継続することができる。また、委嘱の継続が不可能となった歯科医師に対しては、乙が委嘱の解除の手続きを行う。

第4条 協力要請等

乙は、死体の身元確認等のために歯牙鑑定が必要な場合には、構築した連絡体制により、甲に対し歯科医師の立会いについて協力を要請する。立会いについての協力要請を受けた甲は、前条の委嘱を受けた歯科医師（以後「海上保安歯科医」という）の中から立会い可能な者を必要人数選定し、出動を要請する。

なお、海上保安歯科医のみで必要人数の立会が困難な場合は、甲は別途立会い可能な歯科医師を選定し、出動を要請する。

第5条 鑑定の嘱託等

乙の長は、死体の身元確認等のため必要があるときは、前条の規定により出動した海上保安歯科医に対し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百二十三条第一項の規程に基づく鑑定を嘱託することができる。

この場合において、当該海上保安歯科医に対して鑑定書による報告を求める場合については、鑑定嘱託書によらず、「歯牙鑑定等嘱託書（様式第4号）」によりデンタルチャートの作成等を依頼することができる。

第6条 経費

平成23年3月23日付けで社団法人日本歯科医師会会長と海上保安庁次長の間で締結された協定書第6条に規定されている経費を、乙が、出動した海上保安歯科医に支払う。なお、数名の海上保安歯科医により対応した場合は、デンタルチャート作成料、鑑定書作成料、カルテ・レントゲン照合料、X線撮影料、パノラマ撮影料については、実際に作成等した海上保安歯科医一名に対してデンタルチャート作成・鑑定書作成判断料と併せて支払い、その他の海上保安歯科医にはデンタルチャート作成・鑑定書作成判断料のみ支払う。

ただし、第4条なお書きに概要する場合は、その都度甲と乙が協議するものとする。

第7条 法歯学研修

海上保安官の法歯学に関する知識技能向上のため、乙は甲の協力を得て、法歯学研修を実施することができるものとする。

第8条 秘密の保持

甲及び乙は、乙が公益上の必要性等から公表する場合を除き、この協定の運用に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9条 地域防災計画等と本協定の関係

甲が、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する県地域防災計画又は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第三十三条第一項に規定する国民保護計画による業務に従事している場合には、これらの計画によ

る業務を本協定による業務に優先する。

第 10 条 運用に係る協議

本協定の運用に關し疑義がある場合には、甲及び乙が別途協議する。

また、大規模な災害、事件、事故等緊急かつ多数の歯科医師の協力を要請する必要がある場合には、甲及び乙が協力の上、協力体制を構築する。

第 11 条 改正にかかる協議

本協定を改正又は廃止する場合には、甲と乙が協議する。

第 12 条 実施期日

本協定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施する。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成、甲乙署名押印のうえ各 1 通を保管する。

(甲)

社団法人茨城県歯科医師会会长

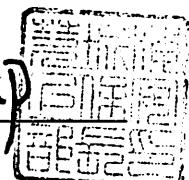
(乙)

茨城海上保安部長

森永和男



加瀬龍太郎



歯牙鑑定等嘱託書

年 月 日

歯科医師 殿

海上保安
司法警察員
海上保安官



下記遺体について、歯牙鑑定を嘱託します。

記

1 死者の住所、氏名、生年月日(年齢)

住所

氏名

生年月日 年 月 日 生 (歳)

2 嘱託事項(該当項目にチェックを付す。)

デンタルチャート作成

カルテ・レントゲン照合

X線写真撮影

パノラマ撮影